

【1987年2月2日】年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律の制定について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

昭和62年2月2日

社会保障制度審議会

会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 斎藤 十朗

諮問書

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律の制定について、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び  
国庫納付金の納付に関する法律案要綱

第1 目的

この法律は、年金福祉事業団が政府から調達した資金の運用等を行うとともにこれにより積み立てられた積立金を国庫に納付することにより、厚生年金保険等の給付に要する費用の財源を確保し、もって厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資することを目的とすること。

第2 年金福祉事業団の業務の特例

- 1 年金福祉事業団（以下「事業団」という。）は、年金福祉事業団法第17条に規定する業務のほか、第1の目的を達成するため、長期借入金の借入れ等の方法で政府から調達した資金の運用を行い、これにより積み立てられた積立金の管理及び運用を行うことをその業務とすること。
- 2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて、金融機関等の法人に対し、1の業務の一部を委託することができること。
- 3 1の資金の運用は、次の方法により安全かつ効率的に行わなければならないこと。

- (1) 国債、地方債その他確実と認められる有価証券の取得
  - (2) 預金又は貯金（厚生大臣が適当と認めて指定したものに限る。）
  - (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
  - (4) 厚生年金保険の被保険者及び国民年金の第一号被保険者を被保険者とする生命保険（被保険者の所定の時期における生存を保険金の支払事由とするものに限る。）の保険料の払込み
- 4 事業団は、1の業務に係る経理については、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。

### 第3 国庫納付金の納付

- 1 事業団は、毎事業年度、第2の4の特別の勘定に所属する積立金のうちその一定の割合の金額を、当該事業年度の8月1日から同月31日までの間に国庫に納付しなければならないこと。
- 2 1の国庫納付金については、厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に所属する積立金の額に応じて按分した額を、それぞれこれらの勘定に帰属させるものとする。

### 第4 年金福祉事業団法の適用

監督、報告及び検査、大蔵大臣との協議等に係る年金福祉事業団法の規定を読み替えて運用すること。

### 第5 施行期日

この法律は、昭和62年4月1日から施行すること。ただし、事業団の昭和66事業年度までの各事業年度においては、第3は、適用しないこと。

### 第6 関係法律の一郎改正

- 1 厚生保険特別会計法及び国民年金特別会計法の一部改正  
厚生保険特別会計年金勘定及び国民年金特別会計国民年金勘定の歳入に事業団からの国庫納付金を加えること。
- 2 厚生年金保険法及び国民年金法の一部改正  
厚生年金保険及び国民年金の保険料の再計算に係る基準に事業団からの国庫納付金を加えること。
- 3 年金福祉事業団法の一部改正  
年金福祉事業団法第17条第2項に規定する資金の運用等について所要の改正を行うこと。